

10.7 大崎市民集会 part2 -放射性汚染廃棄物焼却問題と地域主権主義



報告 芳川良一

10月4日には大崎住民訴訟判決言渡しがあります。どんな判決になるか、原告・被告は控訴するのか、とても気になるところです。一方では放射性汚染廃棄物は燃やされ続けています。大崎市はそれに飽き足らず県外事業者に委託焼却処理をしようとしています。汚染廃棄物を燃やし続けた

西部クリーンセンターの解体が始まります。今こそ放射性汚染廃棄物問題をあらためてしっかり考えておかなければいけません。5.14 市民集会で好評だった嶋原敦子さんに再度登壇をお願いしました。中嶋先生には市民運動の根幹ともいえる地域主権についてももう一度分かり易くレクチャーしていただきます。今回は多々良哲氏に意見交換のコーディネートをお願いしました。そうした布陣のなかで市民のみなさんの忌憚のない意見開陳の場にしたいと思っております。ぜひご参加ください。(以上 10.7 大崎市民集会チラシより)

10.7 市民集会 part2 のチラシが開催時の状況と集会の趣旨をしっかりと表現しているのもそのままとコピーしましたので、あらためてご覧になっていただきたいと思います。

今回の集会は、判決直後(三日後)ただただに判決の内容をどう織り込んだらいいか、に気を遣いました。逆に判決の結果如何にかかわらず判決への想いが冷めないうちにともかく開催しようという意図があったのも事実です。判決はご存じのように原告側の敗訴でした。裁判所の判断は弁護団の言う通り、きわめて「形式的」なもので、不当判決といえるものでした。開会の挨拶で若井会長(原告団副団長)が報告し、続いて阿部原告団長が控訴する旨の決意を表明し引き続きの支援を呼びかけたことで、判決について皆さんに直接伝えられたと思います。これをとらえただけでも今回の集会は意義があったと言えます。

さて、part2 は、会場参加者が 50 人ほど、Zoom 参加者が 15 人ほどでした。まず大崎の汚染状況を確認するという意味で、会員の佐藤隆氏から、空間線量・土壌測定の結果を報告を行いました。焼却が始まってから土壌の汚染が進んでいる地点が増えているという事実が示されました。つぎに、副会長で徳島大学名誉教授の中嶋信氏から「地域づくりと『地域主権主義』」というテーマで、住民自治の考え方、或いはヨーロッパの municipalism という新しいムーブメントについてのレクチャーがありました(参考本 岸本聡子『地域主権という希望』)。そしていよいよ嶋原敦子さん(東北大学大学院農業研究科)の講演へと進んだわけです。嶋原さんの講演内容を記しておきましょう。。

「放射性物質汚染廃棄物処理の現状から『地域主権』を考える」

1. 大崎住民訴訟不当判決について
2. 福島原発事故後処理の全体像
3. 大崎市での汚染廃「県外処理」の動き
4. まとめ

嶋原さんはわれわれの関心事をしっかり把握して、講演資料を準備されました。ことに住民訴訟は、4日に下された判決を(判決文 75頁)を解読し、翌5日の夕方

大崎住民訴訟を支援する会ニュース11月号別冊

〒981-3215 仙台市泉区北中山3丁目17-12
070(2010)3777

にはパワーポイントに仕上げ送ってくれたのです。「県外処理」については他県での事例も丁寧に調べ上げて、紹介してくれました。嶋原さんの誠意・熱意に頭が下がる思いです。

大崎・汚染廃訴訟

公金の返還認めず

仙台地裁 住民の請求棄却

東京電力福島第1原発事故で生じた国の基準値(1センチあたり8000ベクレル)以下の汚染廃棄物の焼却事業を巡り、大崎市などの住民124人が大崎地域広域行政事務組合に公金1601万

円の返還を求めた住民訴訟で、仙台地裁は4日、住民側の請求を棄却した。住民側は控訴する方針。齊藤充洋裁判長は、焼却が住民組織と組合が環境保全を目的に結んだ覚書や申

し合わせに違反しているとの住民側の主張に対し「申し合わせにある『機能・設備の変更』は、運用の変更を含むとは解せない」と退けた。放射性物質が拡散する恐

れによる平穩生活権侵害の訴えは、放射性物質汚染対処特措法や排ガス・空間線量の測定結果を根拠に「裁量権の範囲の逸脱、乱用とはいえず、違法とは認められない」と結論付けた。判決後に記者会見した住民側代理人の松浦健太郎弁護士は「形式的な文言解釈に終始し、経緯や実態を見ていない。本焼却で今も生活権が侵害されている」と述べ、控訴する考えを明らかにした。

組合は「司法の判断を踏まえ、なお一層安全性に配慮し、焼却処理を適正に進める」とする伊藤康志管理者(大崎市長)名の談話を出した。住民側は2018年10月、組合による牧草90トンの試験焼却開始前に公金支出差し止めを求めて提訴。焼却開始後、公金返還に訴えを変更した。組合は20年7月に1市2町の計3590トンを約7年かけて処理する本焼却を始め、今年7月末までに1699トンを処理した。

集会で判決を批判する阿部忠悦団長(左から3人目)＝4日午後、仙台市青葉区の仙台弁護士会館



特措法 主張かみ合わず

【解説】東京電力福島第1原発事故に伴う汚染廃棄物の焼却を巡る初の司法判断は、消化不良に終わった。焦点の一つは、焼却の根拠となる放射性物質汚染対処特措法だった。廃棄物処理法の基準(1センチあたり100ベクレル)に対し、特措法は事故で生じた膨大な廃棄物の処理を目的に基準を8000ベクレル以下とした。

住民側はそんな「緊急措置の

【解説】東京電力福島第1原発事故に伴う汚染廃棄物の焼却を巡る初の司法判断は、消化不良に終わった。焦点の一つは、焼却の根拠となる放射性物質汚染対処特措法だった。廃棄物処理法の基準(1センチあたり100ベクレル)に対し、特措法は事故で生じた膨大な廃棄物の処理を目的に基準を8000ベクレル以下とした。

5年に及ぶ係争の間、訴訟だった90トンの試験焼却を経て、計3590トンの本焼却も既に計画の半分に達しようとしている。8月には大崎市が未指定廃棄物

のうち特措法の基準値以下に減衰した155トンの県外での焼却も始まった。

住民側は「放射能の拡散」を問題視する一方、長期保管する農家の負担解消を歓迎する声もある。住民側が目指してきた焼却停止は、日に日に現実味を失いつつあるのも実情だ。

住民側の控訴で高裁に移る審理が、特措法の在り方、さらには法を盾に処理責任を地方に丸投げする国の姿勢にまで踏み込むことができれば、訴訟の持つ意義は大きくなる。

(大崎総局・村上浩康)